

台湾のオルタナティブスクールにおける「実験教育」

——その展開と課題——

王 美玲

1 問題の所在：フリースクールと実験教育

台湾においては、近年、学校経営が民間に開放され、「実験教育」が進められてきている。「実験教育 (experimental education)」とは「非学校形態の実験教育」の略称で、日本のフリースクールが申請した教育特区¹⁾のようなものである。

日本では、教育特区によってさまざまな脱学校の理念を実施することが可能となったが、フリースクールは依然として運営は困難であり、解決されない課題もある（王美玲 2016:7）。特区を設置したにもかかわらず、フリースクールを含めたオルタナティブな教育は、2015年には、多様な教育を守る新しい法律の必要性を訴え、2016年5月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」が立法に向けて上程され、同年12月に法律として公布された。

しかし、この法案の成立には、フリースクールの運営者や保護者にも反対するものがいた。反対の理由は、「学校の存在意義が否認される」「子どもたちはフリースクールで学校の勉強をさせられる」などの懸念であった（王 2016:136）。中には、法案が成立することで「フリースクールの自由が失われ第二の学校になる危険性がある」という、いわゆる学校化に対する厳しい批判もあった（池添 2015:38）。

ところで台湾では、学校教育以外の教育を日本のようにフリースクールとは呼ばず、「開放学校 (open school)」「理念学校 (idea school)」または「另類学校 (alternative school)」と呼んでいる。「学校」と名付けられているが、一般の学校と違い、独特な理念に基づいて教育を行なうもので、現在は另類学校（オルタナティブスクール）と呼ぶことが一般的である。

2000年以降、台湾の各地方自治体は、学校以外の場所での教育を希望する保護者や子どものために実験教育を設定し、申請に関する条例を制定し、実施していった。ところが、地方自治体それぞれが条例を制定して実施しており、中央政府による実験教育に関する基準がないため、実験教育が実施できない地域がある（王 2016:5）。また、実験教育に関する法律がないため、親の学校選択権と生徒の教育を受ける権利も守られていなかった（林志成 2011:113）。

さらに、実験教育の質も問題とされ、実験教育に特化した規則として、2011年に「国民教育段階の非学校形態実験教育の実施準則」が公布された。2014年には、実験教育を台湾全国に広げるために、「学校形態の実験教育の実施に関する条例」と「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」が、翌年には「公立小中学校の公設民営に関する条例」が、立法院（日本の「内閣」にあたる）において相次いで成立した。この3

つの条例は通称「実験教育三法」と呼ばれ、これにより一般の学校教育体制から外れたオルタナティブスクールに通ったり、個人で教育を受けている児童・生徒の、教育を受ける権利が守られ、合法化された（王 2016:4）。

このように、日本でも台湾でも、特化した法律によって学校以外の場所で教育を受ける権利は守られており、とくに台湾では、日本より早く法律が制定されてきた。しかし、特化した法律はフリースクールやオルタナティブな教育の関係者の要望に合っているかどうか、フリースクールやオルタナティブな教育が現行の学校教育体制にいかなる影響を与えているか、2つ以上の教育システムが同時に存在することから、行政機関と民間施設はどのように共存すべきかなど、考慮すべき課題は多い。

本論は、特に、台湾の実験教育の発展過程に焦点を当て、特化した法律の実施によって可能となった実験教育の内容と運営体制の推移から、実験教育のもつ課題を明らかにすることを目的としている。

2 実験教育と不登校

実験教育の定義には3つある。地方自治体による定義は、「学校教育以外、営利を目的としないで、カリキュラムの実験を主な目的とし、固定していないキャンパス、あるいはほかの方法で実施する教育のことである」（「台北市非学校形態実験教育の実施方法」第2条、2000年）。

2011年の教育部による定義は「学校教育以外に、営利を目的としない、実験的なカリキュラムを実施する教育で、徳育、知育、体育、群育、美育といった五育をもつ健全なる国民を育むことを目的とする」（「国民教育段階の非学校形態実験教育の実施準則」第2条）教育である。2014年の新しい法律においては2011年のものと同じ定義を採用しているが、「強迫入学条例による制限がない」ことが付け加えられた。

実験という名の通りに、これらの学校は現行の学校教育体制とは異なる教育哲学や教育理念を試行的に実施することが認められているが、裏を返せば学校教育体制には実験的な教育は存在しないことを意味している（曾國俊・張維倩 2011:49）。すなわち学校教育とはまったく異なり、実験性を持つ教育であることが強調されている。

以上の法制上の定義とは別に、第3に吳清山・林天祐によると実験教育とは、「行政機関や民間人が教育改革を促進するために、正しい教育理念に基づいて、教育を実施する条件をできるだけ整え、教育現場において実践的な方法と課程にしたがい、教育実務の原理、原則と方法を模索し発見する」ことである（吳清山・林天祐 2007）。このように、実験教育は新しい教育方法の模索であり、教育改革の一環として位置づけられている。

実験教育が必要となった背景には、不登校の子どもたちの問題がある。台湾では「強迫入学条例」があり、6歳から15歳までの子どもを持つ保護者は、子どもに教育を受けさせる義務があると規定されている。しかし、さまざまな理由から、学校に行かないあるいは行けない子どもたちもおり、台湾ではそのような者は、公式統計では「中途輟学（中退）」

にあたる)」として扱われ、それは家庭や個人に起因するとされている（教育部統計局 2014:2-3）。

日本では不登校は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義づけられている。しかし、台湾の不登校は日本のような明確な定義がなく、「強迫入学条例」第 8-1 条では「学校に休みを届けず原因不明で 3 日間以上欠席した者」を強迫入学の対象としている。また、「強迫入学条例施行補則」第 8 条では「1 週間以上の無断欠席」を長期欠席として扱っている。

したがって台湾では、「強迫入学条例」の定義にしたがうと、教育部が認定した学校教育に通っていない児童・生徒が不就学者として扱われる。しかし、子どもの不就学の原因には保護者の不注意はもちろん、怠学や中途退学などさまざま、中には日本の不登校の定義のように、登校したくともできない者もいるはずである。その証拠として、台湾ではさまざまなオルタナティブスクールがそのような子どもたちのために作られてきた。

1990 年に、台湾初のオルタナティブスクールである森林小学校が創設された。1994 年には「410 教育改革デモ」が行なわれ、民間の学校教育体制と受験競争への不満や改革が訴えられた²⁾。同年に「種籽親子実験学苑（のち種籽小学校）」が設立された。創設者の李雅卿女史は子どもの不登校に悩んだすえ、子どもが学校以外のところで授業を受けられるように、自ら 10 戸の家庭を集めてスタートさせた。1997 年に種籽親子実験学苑に通っていた子どもが中学校に上がることを機に、李女史はさらに「北政 6 年一貫の実験教育計画」というプランを公立学校の教室を借りて実験的に実施した（陳柏年 2008）。

実験教育を申請する背景には、なんらかの個人的・心理的・宗教的な理由で学校へ行かない、あるいは行けないことがあるため、実験教育は、実質的には不登校対策として位置づけることができる（王 2016:4）。

このように、保護者の力によって学校教育体制以外のさまざまな教育施設が創設されたが、これらの学校以外の教育を受けている児童・生徒は、元の公立学校に学籍を置き、ホームエデュケーションあるいはオルタナティブスクールを利用してきた。しかし、いずれの方法をとっても、公立学校に学籍を置くという二重学歴問題があり、公的に子どもの教育を受ける権利が守られていないことが指摘され、さまざまな規制緩和が行なわれるようになった。そのひとつが、実験教育である。

3 実験教育の実施と課題

実験教育を実施するには、「国民教育法」「高級中学校教育法」「教師法」「教育人員を任用する条例」など、さまざまな法的制約があった（呉清山 2016:44）。実験教育に対する規制緩和は、1999 年 2 月の「国民教育法」の修正から始まる。同法第 4 条第 4 項の修正に伴い、「生徒の教育を受ける権利と保護者の学校選択権を守るために、義務教育段階の非学校

形態の実験教育を許可し、その実験の内容・期間・範囲・申請条件およびプロセス、その他の関連事項は、教育部が直轄市・県（市）政府と相談して制定する」とされた。これではじめて実験教育が合法化され、各地方自治体が必要に応じて実験教育を実施することができるようになった。同年 6 月には「教育基本法」が制定され、第 13 条には「政府と民間が需要に応じ教育実験を行ない、それに関連する教育研究や評価に力を入れ、教育の質の向上と教育の発展に努める」とあり、実験教育の必要性が強調された。

2014 年に実験教育三法が制定され、「学校形態の実験教育の実施に関する条例」は実験教育を私立のみならず、公立の実験教育学校においても可能にした。「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」は実験教育の統一された基準で、「公立小中学校の公設民営に関する条例」は、行政機関が民間に学校運営を委託する際の関連事項である。

こうして、実験教育は合法化されただけでなく、公設民営学校に対する法律の根拠を提供し、学校形態をもつ実験教育をさらに推進させた（李柏佳 2016:16）。学校形態の実験教育とは「特定の教育理念に基づいて、学校範囲内で教育理念を実践する。学校制度、行政運営、組織形態、設備施設、校長資格と選抜方法、教職員の資格と採用方法、カリキュラム、入学方法、成績評価、生徒に関する事務及び補導、コミュニティと保護者の参加など、統合的に実験を行う教育」を指している（「学校形態の実験教育の実施に関する条例」第 3 条、2014 年）。

学校形態の実験教育は公立学校におけるカリキュラム改革ともいえるもので、これまでの学校教育と実験教育の対立を避ける狙いが含まれ、実験教育を学校教育体制の一部にしようとしている（劉育忠・王慧蘭 2017:6）。しかし、学校教育体制の枠組みの中で実験教育を実施するには、校長は、学校運営の実績を上げたうえで、保護者や教師の信頼を得る必要がある。そして成果の優劣に関係なく、中学校でも高校でも 3 年時には、受験のために一般のカリキュラムに戻る（果哲 2016:311）。

「学校形態の実験教育」の略称も「非学校形態の実験教育」と同じように「実験教育」であることから、学校であるか否かを問わず、とにかく実験的に教育を実施することを一律に「実験教育」と称している。こうして新しい法律の制定に伴い、実験教育の定義が曖昧になり、多面的な意義を持つようになり、本来の定義とは異なり、単に「学校教育と異なる教育」として捉えられるようになった。以下では用語上の混乱を避けるため、「実験教育」は「非学校形態の実験教育」を指し、「学校形態の実験教育」はそのまま、ふたつの教育を区別していきたい。

「2015 親子天下国民教育大調査」によると、義務教育に不信感を持つ親は 52%、学校選びに悩んでいる親は 48%あった（張瀨文 2015:105）。このような学校教育に対する不信感から、実験教育を申請するのは主に親である。申請する理由はさまざまで、「主要科目に専念させる」「競技試合に出るための練習を増やす」などがある（劉育忠・王慧蘭 2017:7）。親の実験教育に対する要望があるということは確かであるが、「申請手続きの不便さ」「教

室空間の確保」「教職員不足」「学籍を置く学校が協力的ではない」などの課題もある（邱紹一・胡秀媛 2017:28）。とくに教職員不足という問題は深刻で、就職できない浪人教師³⁾でさえ赴任したがないという。校地・校舎が賃貸であるため、固定した場所での実験教育も大きな課題である。もっとも重要な点は「貴族学校である」というイメージからの脱却であろう（果哲 2016:137、153-154）。すなわち、オルタナティブな教育は公的支援がないままでスタートしたので、学費は一般の学校に比べて高く、経済的余裕のある者のみが受けられる教育というイメージは、実験教育を申請してからも残されている。

実験教育は、教育改革だけではなく、台湾の学校経営体制を変えた。小中学校から高校までの国民教育段階⁴⁾が細分化され、公立学校、私立学校、公設民営学校、公立実験教育学校、私立実験教育学校、そして非学校形態実験教育の6つの形態となった（李柏佳 2016:18）。また、実験教育三法の制定は民主化の結果でもあり、親を学校経営の利害関係者にしたのみならず、学校教育を実施する権利を親に、さらには民間施設に与えたともいえる（劉育忠・王慧蘭 2017:5）。

他方、少子化によって廃校になりそうな公立学校が、学校統廃合を避けるために、町づくりの一環として、実験教育によって学校の運営転換を図ろうとすることも多い（邱紹一・胡秀媛 2017:28）。実験教育の実施は、学校教育とは異なる新しい教育が行なわれるという意味で受け取られ、行政機関や民間企業から多くの支援が得られることもある。したがって台湾では、実験教育は地方に集中する傾向がある。また、営利目的で申請する塾まで現れてきて、これにはさらなる検討が必要であるにもかかわらず、具体的な対策がないのが実情である⁵⁾。

以上みてきたように、学校教育体制以外の教育は、現行の学校教育体制とは異なる独立したものであったが、現在では、学校教育体制に付属したものとなり、このことが学校教育に影響を与え、経営体制や授業内容にも変革をもたらした。たとえば実験教育は、親に学校選択権を、そして民間施設に学校運営の権利を与えた。また、学校の形態を持つ公立実験教育学校を可能にし、教育改革と不登校対策であるとともに、学校統廃合を回避するためや少子化対策にもなっており、この点に関しては日本のフリースクールとは大きく異なる。

しかし、どのような実験教育であっても、最も重要なのは生徒の教育を受ける権利を守ることにある。実験教育によって個人や民間施設が自らの力で教育を行うことができるようになってきているが、行政と民間が連携することこそ最大の利益を上げ、子どもたちも最善の教育を受けることができる（呉清山 2016:56）。台湾の経験からみると、オルタナティブな教育が合法化していくプロセスにおいては、中央と地方である県市政府の役割が大きいと思われる。実験教育を申請する場合、まずは所在地の地方政府に申し込む必要があり、一定の基準を満たさなければならない。3度にわたって制定されてきた実験教育の法律には、どのような変化がみられたのであろうか。

4 法的根拠にみる実験教育の変化

実験教育に関連した法には、地方限定のものと教育部が公布した全国的なものがある。まず表 1 により、実験教育がどのように変化してきたかをみてみたい。この表には、地方において最初に実験教育を試行的に実施したのは台北市で、台北市の「台北市非学校形態実験教育の実施方法（以下「2000 年法）」、2011 年に教育部が公布した「国民教育段階の非学校形態実験教育の実施準則（以下「2011 年法）」、2014 年の実験教育三法の中の「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例（以下「2014 年法）」をあげている⁶⁾。

表 1 非学校形態の実験教育の法的根拠の比較

	台北市非学校形態実験教育の実施方法 (2000 年)	国民教育段階の非学校形態実験教育の実施準則 (2011 年)	高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例 (2014 年)
実験教育の定義	学校教育以外、営利を目的としない、カリキュラムの実験を主な目的とし、固定していないキャンパス、あるいはほかの方法で実施する教育	学校教育以外に、営利を目的としない、実験的カリキュラムを実施している教育で、徳育、知育、体育、群育、美育といった五育をもつ健全なる国民を育むことを目的とする	同 2011 年法
申請者	個人：保護者 団体：3 人以上の保護者の同意、または教育・文化・社会福祉の法人、学術団体	個人：保護者 団体：保護者 1 名が代表に 機構：非営利法人の代表	個人：保護者 団体：3 人以上の保護者が必要で 1 名が代表に 機構：非営利法人の代表
管轄機関	台北市教育局	県市政府	教育部、県市政府
立法の根拠	国民教育第 4 条第 4 項	国民教育第 4 条第 4 項	教育基本法 第 8 条第 3 項、第 13 条
申請の締め切り	毎年の 3 月 15 日までに	毎年の 5 月 31 日また 11 月 30 日までに	毎年の 4 月 30 日または 10 月 31 日までに
校地・校舎	個人：特に制限ない 団体：① 1 人当たり使える学習場の面積が 3 m ² 以上、② 校舎は 5 階建てまで、③ 建物の公共安全や消防安全設備は法的基準にしたがう、④ 総面積が 200 m ² を超えた場合、消防管理人が必要である	個人：特に制限ない 団体：1 人当たり使える学習場の面積が 1.5 m ² 以上 機構：1 人当たり使える学習場の面積が 3 m ² 以上 団体と機構の共通点： ① 校舎は 5 階建てまで、② 建物は建築関連の基準にしたがう、達成困難な団体は県市政府まで相談する、③ 総面積が 200 m ² を超えた場合、消防管理人が必要である、④ 県市政府から空き教室を借りた者には②の制限がない	個人：特に制限ない 団体：同 2011 年法 機構：1 人当たり使える学習場の面積が 4 m ² 以上 団体と機構の共通点： 同 2011 年法
人数制限	個人：特にない 団体：3-30 名	個人：特にない 団体：3-30 名 機構：1 クラス 25 名 小学校全校 150 名 中学校全校 75 名	個人：特にない 団体：3-30 名 機構：1 クラス 25 名 小中学校全校 250 名 高校全校 125 名
学籍	教育局が学校に学籍などを連絡する	個人：住所が所在する学区の学校 団体・機構：県市政府が指定した学校	同 2011 年法

教員の任用	<ul style="list-style-type: none"> ・授業内容に関連する分野の者 ・教員採用に関する条例を緩和する 	授業内容に関連する分野の者	同 2011 年法
授業内容			「課程綱要」を緩和する
実施期間の制限		小学校 6 年・中学校 3 年	小学校 6 年・中学校 3 年・高校 3 年 高校段階はさらに 2 年延長することが可能で、ただし申請は一度に限る
評価審議会の設置	定員 13 名、任期 1 年 (教育局長、教育局 2 名、専門家 2 名、校長 2 名、教師 2 名、保護者 2 名、民間団体 2 名)	定員 9-13 名、任期 2 年 (教育行政代表、専門家、校長・教師、本人または子どもが実験教育の経験をもっている、実験教育団体)	定員 9-15 名、任期 2 年 同 2011 年法
評価の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員が視察訪問する ・必要時は結果発表会を開く 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準を公表した前提で、審議会委員（または学術団体に委託する）が視察訪問する ・視察後、結果を発表する ・成果が上がっていないと判断した場合、期間内での改善を求める ・成果が上がっていると判断した場合、奨励を与える ・必要時は結果発表会を開く 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準を公表した前提で、審議会委員（または学術団体に委託する）が視察訪問する ・視察後、結果を発表する ・成果が上がっていないと判断した場合、期間内での改善を求め、場合によって実験教育を停止させる ・成果が上がっていると判断した場合、実験教育の継続の参考になる ・必要時は結果発表会を開く
評価の基準		<p>個人・団体・機構の共通項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の教育を受ける権利と親の学校選択権を守り、かつ生徒と親の多元的な文化と信仰を尊重する ・計画内容の合理性と実行可能性 ・予期効果 <p>団体・機構だけの項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験教育計画の代表および参加者の専門的能力 ・経費の由来、財務計画と費用の合理性 ・授業時間の妥当性 	同 2011 年法
結果報告書の提出	学期終了後の 1 か月以内 実験教育計画が終わってから 1 か月以内	個人：学年終了後 2 か月以内 団体・機構：学年ごとに年度報告書を提出する。実験教育計画が終わってから 1 か月以内	個人：学期終了後 1 か月以内 実験教育計画が終わる前 1 か月以内 団体・機構：学年ごとに年度報告書を提出する。実験教育計画が終わってから 1 か月以内
実験教育の停止	以下の規定に違反した場合、ただちに実験教育を停止し、生徒は元学籍のある学校に就学する <ul style="list-style-type: none"> ・実験教育の理念と目標に違反する ・本実施方法に違反する ・計画通りに実施していない ・その他の不法行為 	実験教育の計画に違反した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例または実験教育の計画に違反した場合 ・評価結果が不合格 ・生徒の権利を損なう場合

出典：「台北市非学校形態実験教育の実施方法」「国民教育段階の非学校形態実験教育の実施準則」と「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」より筆者作成。

2000年法は20条から成っているのに対して、2011年法は24条、2014年法は30条にまで拡大している。実験教育は少人数で小中学校に限定されていたが、2011年法では機構単位が、2014年法以降では、高校までが可能となった。

実施単位は、個人は1人であるが、団体は3人以上30人未満である。機構は1クラス25人まで、全校人数に関しては、小学校が150人まで、中学校が75人までであったが、2014年法では、小中学校が250人までに人数制限が緩和され、さらに高校が125人までとなった。

個人の実験教育は、生徒個人に対して家庭またはその他の場所で実施する教育で、ホームエデュケーションに対応するものである。団体の実験教育は、複数の生徒が同じ時間と場所で教育を受ける、規模の小さいフリースクールといえよう。機構は、非営利法人がカリキュラムの実験を目的に、固定した場所で教育を行い、学校に似た形態である。

校地・校舎からみると、団体は2000年法では1人当たり使える学習場の面積が3㎡以上であったが、2011年法では1.5㎡に引き下げられた。「台北市補習塾の校舎に関する管理規則」によると、補習塾は5人以上で、1人当たり使える面積が1.2㎡である。言い換えれば、団体単位は補習塾に似ている。機構では3㎡から4㎡以上へと引き上げられたが、「国民小中学校の設備に関する基準」では、一般の小中学校なら都市部では1人当たり12㎡以上、地方では25㎡以上という基準に比べれば、やはり規模は補習塾に近い。

管轄する行政機関も地方の教育局から教育部と県市政府となり、学籍も定まった基準がなかったが、「個人では住所が所在する学区の学校」で、「団体・機構は県市政府が指定した学校」と、明確に規定された。

教職員の任用は、2014年法では、教員採用に関する条例が緩和され、授業の内容も以前の規定なしから「課程綱要」⁷⁾にしたがう必要がないと明記された。実験教育の実施期間も6・3・3制にしたがうことを明らかにし、高校段階は、一度に限られるが、さらに2年延長することも可能である。

実験教育の成果を評価するために、2000年法から評価審議会が設けられ、審議会委員が視察訪問することと、児童・生徒の結果発表会が義務付けられていた。それに加えて2011年法から評価の基準や内容などが明確に定められ、2014年法から評価の結果によって実験教育の継続または活動停止の判断基準になることとなった。

結果報告書の提出も義務付けられており、2011年法と2014年法では細かく制定されているが、実験教育の停止は、2000年法と比べれば制限が減っている。

さらに表1に示した以外にも、2011年法と2014年法には「実験教育の申請プロセス」といった実験教育の申請規定があり、機構の実験教育も新設されたので「機構単位の実験教育の申請に関する準備期間および立案の資格」の申請規定が記された。

2014年法から高校段階の実験教育が可能になったので、「高校段階の実験教育の学歴」「高校の学籍を持たない生徒の学校活動への参加」「高校の学籍を持たない生徒の学生証の獲得」「高校段階の実験教育の学費補助」などがある。高校段階になると、生徒が自ら

実験教育の実施に協力してくれる学校を探して高校受験に参加することができ、私立学校の基準と同じである学費補助があり、高校の学籍を持たない生徒でも県市政府から学生証明書がもらえ、学生としての優遇もある。

ほかにも 2014 年法だけの規定がある。「特殊教育、原住民および低収入家庭の生徒に対する支援」と「PTA の設置と運営」といった、マイノリティへの配慮や親の役割が定められている。地方によって需要も異なるため、「実験教育自治法および補充の制定」では地方自治の原則で地方限定の規定が可能で、2014 年法以前に申請した実験教育がそのまま継続できる「以前の実験教育の継続」もある。「学力検定」では、実験教育を受けている生徒は「高級中等教育の卒業程度の学力検定試験」に参加することを規定しているが、「3 年または 3 年以上の実験教育を受けた」という資格を満たせば、所轄の行政機関から発行される、高校に同等する学力の終了証明書で大学を受験できる。

実験教育三法のうちの「学校形態の実験教育の実施に関する条例」では、申請者によって私立と公立に分けられる。私立は学校法人および非営利法人が申請したもので、前述した機構単位の実験教育との違いを表 2 に示した。

表 2 非学校形態および学校形態の実験教育の比較

	非学校形態の実験教育 (機構単位)	学校形態の実験教育
法的基準	高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例	・私立学校法 ・学校形態の実験教育の実施に関する条例
運営の主体	非営利法人	学校法人および非営利法人
人数制限	1 クラス 25 名 小中学校全校 250 名 高校全校 125 名	6 歳・18 歳の生徒 全校 480 名 1 学年は 40 名まで
校地・校舎	1 人当たり使える学習場の面積が 4 m ² 以上	
位置づけ	実験教育	私立学校
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の審査 ・学校経営の管轄および評価 ・空き教室の貸出し 	

出典：「学校形態の実験教育の実施に関する条例」と「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」より筆者作成。

非学校形態の場合、表 2 に示したように、1 クラス 25 名で、小中学校は全校 250 名、高校は全校 125 名という細かい制限があるが、学校形態の場合、全校の総人数は 480 人である。1 学年は 40 人までであるが、行政機関が所在地にある学校を一定の割合で指定する。

この 2 つの実験教育は法的基準、運営の主体、人数制限そして学校教育における位置づけがまったく異なる。学校形態は名称から学校であることが強調されているが、校地・校舎に関する規定は、補習塾に近いという点は非学校形態と同じである。しかし、学校法人格をもつことから私立学校と位置づけられており、生徒は卒業後そのまま学歴が得られる。非学校形態は学校に似ているが、学歴は一般の学校との二重学歴であることから、そのままの学歴を得られない。

いずれの形態の実験教育においても、行政機関の役割は、申請を受けて許可し、学校経

営の管轄および評価、または必要時に空き教室を貸出すが、実験教育の実際の運営には関わらない。

実験教育三法のうち、「公立小中学校の公設民営に関する条例」は、2017年に「公立高級中学以下の学校の公設民営に関する条例」へと名称を変更した。これまでに行政機関が民間と連携して教育を行うには、実験教育と同じように地域限定で行われ、たとえば2004年に台湾初の公設民営学校「台北県政府が民間に運営を委託する信賢種籽親子実験国民小学校（略称：種籽小学校）」が成立した。これは行政機関がはじめてオルタナティブスクールと連携してできた学校ではあるが、連携先である台北県政府（現：新北市政府）からの経済的支援がまったくなかった。

公設民営学校に関しては、2014年の実験教育三法の公布によって全国統一の基準ができ、地方政府が非営利の民間団体と契約を結び、公立小中学校の経営を委託し、学校の運営経費を負担する以外に、定期的に評価を行うことが規定されている。

5 実験教育の学校化の課題

オルタナティブスクールなど学校教育体制の枠組みに属していなかった教育は、かつては違法のまま教育を行ってきたが、実験教育の申請によって、オルタナティブスクールのままでも、団体、機構そして学校へと運営を転換して合法的に実施できるようになってきた。行政機関は実験教育の申請者や団体に対して最大の自由を与えると同時に、生徒の教育を受ける権利や親の学校選択権を守り、評価審査によって外部から管理している。

これまでの実験教育に関する規定を比較してみると、2011年法では機構単位を、2014年法では学校法人格をもつ実験教育を可能にしたことから、オルタナティブスクールの制度化が進んでいるといえよう。実験教育によってできた学校の規模は補習塾のようなものではあるが、教育部の基準にしたがわないカリキュラムが可能で、実験教育を受けている生徒も一般の学校に通う生徒と同じような優遇措置が受けられるようになった。

実験教育の変遷をみると、個人単位のホームエデュケーションから、団体、機構そして学校へと次第に拡大されていった。最初は義務教育に限定されていたが、高校まで可能となり、将来的には大学で実施される可能性まで出てきた。

2017年7月に、実験教育三法ははじめて修正が行なわれ、学校形態の実験教育の占める割合を10%から3分の1へと引き上げ、実験教育が学校教育体制に占める割合を3分の1以内とした。大学と大学院の実験教育も検討中である（中央社2017/12/22）。

このように行政機関の政策上の将来的展望としては、学校形態の実験教育をさらに拡大し、学校教育と実験教育を密接に融合していく傾向がみられる。この発展プロセスをみると、オルタナティブスクールは合法的な位置づけを求めてきたことから、結果的に、オルタナティブスクールは学校化したといえる。

初期のオルタナティブスクールは、伝統的な教育体制から脱却し、詰め込み教育や試験に反対し、教育の本質を求めるために、それぞれの教育理念に基づき教育を行っていた。

したがって生徒の授業成果もそれぞれ異なっていた。しかし、近年の実験教育では、主要科目に力を入れる傾向がみられる（果哲 2016:151）。実験教育は学校教育以外のもう一つの選択肢となっているが、学校化していくプロセスにおいて、再び学校信仰と学歴主義に影響をうけ、本来の多元的な教育の価値と目標は実現されていないように思われる。

オルタナティブスクールの学校化は、望ましいかどうかは別として、学校教育の経営体制と授業内容に変革をもたらした点では、教育改革の成功例であるといえよう。しかし、少子化や学校統廃合の対策とする地方が増えるにつれて、実験教育はまるで地域対策のための万能薬のようになり、このままではフリースクールの自由が失われ、もう一つの学校教育になっていくおそれがある。

現在、学校教育に何か問題があれば、実験教育を申請して運営転換すれば問題解決につながるかのように思われている。教育問題には学校教育体制内で改善できる方法があるにもかかわらず、それを試そうとしない。教育問題は学校教育体制内では解決できないのか、実験教育とは一体何のためにある政策であるのか、実験教育の学校化は学校教育と同一視することができるのか、さらなる検討が必要である。

※本研究は台湾科技部研究費「日本教育特區之行政參與模式與人文社會脈絡（課題番号:104-2410-H-032-069）（研究代表者：王美玲）」に基づく研究成果の一部である。

[注]

- 1) 教育特区とは地域に限定して教育関連の法律を規制緩和し、独自の教育理念を実施する地域のことで、日本では構造改革の一環として 2003 年にスタートした。教育特区によって学校教育体制では実現できなかったさまざまな教育理念を実験的に実施することができる。
- 2) 1994 年 4 月 10 日に行なわれた「410 教育改革デモ」は、台湾初の民間による教育改革を求める抗議活動で、この活動の参加者の多くは、のちにオルタナティブな教育の先駆者となる。たとえば、デモの発起者の一人であった黄武雄は 1995 年に全人中学を創設した。
- 3) 浪人教師（中国語：流浪教師）とは、教師免許を持ちながらも専任教師として就職できない者の俗称で、台湾では問題になっている。
- 4) 台湾では 1968 年から 9 年の義務教育を実施しているが、2014 年から高校教育も入れて 12 年国民教育となっている。しかし、高校の 3 年は強迫入学条例が制限する教育段階ではない。
- 5) 教育部長の呉思華は 2015 年 6 月 27 日に政治大学で行われたシンポジウム「実験教育：回顧與展望論壇」において、参加者の「実験教育が塾によって悪用されたらどうしますか。」という質問に対して、「さらなる検討が必要です。」と答えた。
- 6) 台北市は、2011 法と 2014 法ができると、それにしたがうことになったので、2000 年法はすでに廃止されている。
- 7) 「課程綱要」は日本の学習指導要領にあたる。

[参考文献] (年代別)

(中国語)

張碧如,2006,『教與學的另類可能:在家教育自主學習之個案研究』五南出版社.

吳清山・林天祐,2007,「實驗教育」『教育研究月刊』155:168.

陳柏年,2008,「平淡中見絢爛——李雅卿教改之路」大紀元文化網 (2018/1/27 取得)

<http://www.epochtimes.com/b5/8/5/26/n2131132.htm>

林志成,2011,「理念學校相關法令之析述與評論」『教育的藍天:理念學校的追尋』111-130.

曾國俊・張維倩,2011,「臺灣理念教育相關論述之探討」『教育的藍天:理念學校的追尋』33-51.

教育部統計局,2014,「近年各級學生輟學及休退學概況分析」(2018/1/30 取得)

https://stats.moe.gov.tw/files/analysis/103_all_dropout.pdf

教育部國民及學前教育署,2015年6月27日,「實驗教育三法及其子法簡報」『實驗教育回顧與展望論壇』政治大學.

吳清山,2015,「〈實驗教育三法〉的重要內涵與策進作為」『教育研究月刊』258:42-58.

張瀨文,2015,「實驗學校,招生中」『親子天下』71:102-110.

果哲,2016,『台灣教育的另一片天空—20年民間實驗教育的里程碑』大塊文化出版.

李柏佳,2016,「學校型態實驗教育實施條例解析—國民教育階段為例」『學校行政』101:15-33.

邱紹一・胡秀媛,2017,「實驗教育三法通過後師資培育的挑戰與經營策略」『教育研究月刊』277:18-33.

劉育忠・王慧蘭,2017,「實驗教育在〈實驗〉什麼?臺灣實驗教育的核心關懷與實踐探索」『教育研究月刊』277:4-17.

中央社,2017,「實驗教育三法『修正』初審通過:校數可達全國10%,延伸到專科以上」The News Lens 關鍵評論 (2018/1/22 取得) <https://www.thenewslens.com/article/85018>

教育部,1944 (2011 修正),「強迫入学条例」主管法規查詢系統 (2018/1/29 取得)

教育部,1984 (2004 修正),「強迫入学条例施行補則」主管法規查詢系統 (2018/1/29 取得)

教育部,1979 (2016 修正),「国民教育法」主管法規查詢系統 (2018/1/29 取得)

教育部,1999 (2012 修正),「教育基本法」主管法規查詢系統 (2018/1/29 取得)

教育部,2002,「國民中小學設備基準」主管法規查詢系統 (2018/2/1 取得)

台北市,2011,「臺北市短期補習班管理規則」台北市法規查詢系統 (2018/2/1 取得)

教育部,2011,「国民教育段階非学校型態實驗教育實施準則」主管法規查詢系統 (2018/1/21 取得)

(日本語)

池添徳明,2015,「〈多様な教育〉法案に東大教授も異論」『週刊金曜日』1064号:38.

王美玲,2016,『教育特区の学校づくり—日本における教育の多様化と異質性』致良出版社.

所属:台湾・淡江大学日本語学科

E-mail アドレス: mlwang@mail.tku.edu.tw